

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁運発第230号  
平成30年10月31日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

殿

運転免許の取消処分対象者に関する刑事施設への照会等の運用について

この度、刑事施設に收容されている行政処分対象者（以下「対象者」という。）に対して、行政処分を迅速かつ確実に行うため、警察庁交通局運転免許課から法務省矯正局成人矯正課に対して、別添1(省略)のとおり協力依頼を行ったところ、別添2(省略)のとおり法務省矯正局長から刑事施設の長等あてに文書が発出されたところである。

については、平成30年11月1日から、下記のとおり、本制度を運用することとしたので、刑事施設に收容中の者に対する行政処分の確実な執行に努められたい。

## 記

### 1 制度概要

#### (1) 法務省矯正局への照会

警察庁交通局運転免許課において、対象者で刑事施設に收容されている可能性の高い者に関する情報を都道府県警察から集約し、3ヶ月に1度、法務省矯正局成人矯正課に対し照会を実施する。法務省矯正局成人矯正課から、該当者の收容施設及び刑の終了日について回答を得た後、都道府県警察に当該回答結果を通報する。

#### (2) 刑事施設からの情報提供

運転免許の取消処分相当の悪質・危険な運転行為として、対象罪名で刑事施設に收容されている者について、有効期限内の運転免許証を所持したまま釈放されることが見込まれる場合は、当該受刑者が收容されている刑事施設から、運転免許証に記載の住所地を管轄する都道府県警察本部行政処分担当課長宛てに、当該受刑者の氏名、生年月日、及び釈放予定時期等について情報提供される。

なお、情報提供の対象となる罪名は、危険運転致死傷（旧法）、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反及び道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、救護義務違反、過労運転等、共同危険行為等）である。

#### (3) 各都道府県警察と各刑事施設との相互協力

行政処分の執行時等に、迅速かつ確実な執行のため、各都道府県警察と各刑事施設との間で密接な情報交換等の協力を行う。

### 2 留意事項

#### (1) 法務省矯正局への照会関係

ア 都道府県警察行政処分担当課においては、前記1の(1)に該当する対象者がある場合は、対象者に関する事項（氏名、生年月日、本籍等）を、警察庁交通局運転免

許課行政処分係(以下「警察庁行政処分係」という。)に対して行う四半期毎の行政処分に関する報告に併せて、別記様式第1(省略)の「照会依頼書」により照会を依頼すること。

イ 法務省矯正局成人矯正課からの回答結果は、警察庁行政処分係から該当する都道府県警察行政処分担当課宛てに別記様式第2(省略)の「照会結果通報書」により通報するものとする。

ウ 対象者が刑事施設に収容されている場合は、当該刑事施設に赴いての処分執行、あるいは、当該刑事施設の所在地を管轄する公安委員会に処分執行を依頼するなどにより、迅速に処分を執行すること。

(2) 刑事施設からの情報提供関係

ア 刑事施設から情報提供があった場合は、釈放まで間がない者であることも考えられることから、特に迅速な執行に努めること。

イ 刑事施設から情報提供があった都道府県警察は、処分執行の後、別記様式第3(省略)の「行政処分未執行者通報報告書」により、事案発生から処分執行に至るまでの一連の経緯を警察庁交通局運転免許課長宛に報告すること。

ウ 刑事施設から情報提供を受けた都道府県警察において、該当する対象者がいない場合は、別記様式第3(省略)により、情報提供を受けた都道府県警察行政処分担当課長は、直ちに警察庁交通局運転免許課長及び関係すると思料される都道府県警察行政処分担当課長に対し、情報提供のあった受刑者に関する情報を通報すること。

(3) 各都道府県警察と各刑事施設との相互協力関係

ア 刑事施設に赴いて処分執行を行う場合には、当該刑事施設と事前に日程等を調整し、行うこと。

イ 本制度の円滑な運用のため、刑事施設に対し、行政処分制度の概要等を説明するなどし、行政処分の迅速な執行の必要性について理解を求めるなど、連携体制の構築に努めること。

(4) 刑事施設からの提供情報等の厳格な管理

刑事施設からの提供情報等は、運転免許の取消し等の行政処分のために特別に提供されるという趣旨に鑑み、その管理を厳格に行うこと。